

駿東地区交通災害共済へ加入を 共済掛金は1口500円、交通災害に応じて見舞金を支給

駿東地区交通災害共済は、駿東地区に住む皆さんが掛け金を出し合い、交通事故でけがをした方に見舞金を支給する相互扶助制度です。共済掛金は1口500円で1人2口まで加入できます。交通災害の程度に応じて1万円から200万円までの見舞金が支給されます。



危機管理課
☎995-1817

対象は市に住民登録がある方

市に住民登録がある方なら、どなたでも加入できます。加入者が年度途中で他市町へ転出した場合でも共済期間中は有効です。

共済期間は1年間

共済期間は、4月1日(日)から平成31年3月31日(日)までの1年間です。中途加入の場合は、申し込み手続きをした日の翌日から平成31年3月31日(日)までです。

共済掛金は1口500円

1人2口まで加入できます。中途加入の場合でも掛け金は同じです。

申し込み手続きは市指定金融機関へ

申込用紙は、各家庭に郵送します。申込用紙に掛け金を添え、市指定金融機関でお申し込みください。申込用紙は、危機管理課・各支所・市指定金融機関にも置いてあります。

見舞金の請求手続きは危機管理課へ

交通事故発生日から2年以内に、次の書類を危機管理課へ提出してください。

- 駿東地区交通災害共済組合指定の請求書
- 自動車安全運転センター発行の交通事故証明書(コピー可)
- 診断書などの受傷日、受傷原因、傷病名、入院・通院日が確認できるもの(コピー可) ※例えば、自動車損害賠償責任保険の診断書と診療報酬明細書など

見舞金の額は交通災害の程度で決定

見舞金の額は、入院・通院の実治療日数で変わります。診断書の原本を提出したときは、見舞金に添付書類として1件の事故につき5,000円が加算されます。

共済見舞金額表

等級	交通災害の程度	共済見舞金額	
		1口	2口
1	死亡したとき	100万円	200万円
2	180日以上入院したとき	20万円	40万円
3	120日以上入院したとき	10万円	20万円
4	90日以上治療したとき	6万円	12万円
5	60日以上治療したとき	5万円	10万円
6	30日以上治療したとき	4万円	8万円
7	15日以上治療したとき	3万円	6万円
8	7日以上治療したとき	2万円	4万円
9	2日以上治療したとき	1万円	2万円

事故にあったときは必ず警察に届け出を

交通事故発生後に警察に届け出をしないと、自動車安全運転センターから交通事故証明書が発行されません。その場合、共済見舞金は半額になります。この場合は、親族以外の第三者2人分の証明が必要です。

交通事故相談をご利用ください

毎週、交通事故相談を実施しています。交通事故に遭い、困ったことがあればご相談ください。予約は不要です。直接会場へお越しください。

🕒毎週火曜日 9時～16時

📍市役所1階市民相談室